

E Uの日本産食品の輸入規制の見直し概要

令和3年9月21日

【主な見直し内容】

(1) 今回、主に以下品目の放射性物質検査証明書が不要となる。

- ① 福島県、宮城県、群馬県産のタラノキ属
- ② 福島県産のタケノコ
- ③ 山形県、山梨県及び静岡県産のコシアブラ
- ④ 全ての産地からの栽培されたきのこ類

(2) これにより、対象範囲が限定されたため、過去の貿易実績に照らすと、

- ① 放射性物質検査証明書の発行はゼロになり、
- ② 産地証明書の発行は7割程度削減される見通し

(3) 一方、主に以下品目の放射性物質検査証明書が必要となる。

- ① 群馬県産の一部の水産物
- ② 宮城県産のゼンマイ
- ③ 山形県、長野県、新潟県及び岩手県産の野生のきのこ類

【E Uに対する野上大臣からの働きかけの経緯（令和3年4月以降）】

4月15日 ①クレックナー・ドイツ農業大臣

4月22日 ②ヴォイチェホフスキE U農業担当委員

7月26日～28日 ③ナジ・ハンガリー農業大臣、④ヴォイチェホフスキ
E U農業担当委員、⑤パトゥアネッリ・イタリア農林政策大臣、
⑥キリアキデスE U保健衛生・食品安全担当委員（国連食料シ
ステムサミットプレサミット）

9月17日 ⑦チャデス・スペイン農業・漁業・食糧大臣（G20農相会合）、
⑧ヴォイチェホフスキE U農業担当委員

EUの実施規則改正後の規制内容

改正前の規則と比較して、削除は取消し線、追加（限定含む）は下線で記載。

必要な証明	地 域	品 目
放射性物質 検査証明	福島	一部の水産物※、柿（乾燥品）、 <u>野生のきのこ類</u> 、一部の山菜類（ <u>野生のワラビ</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>タラノキ</u> 、 <u>コシアブラ</u> ）
	宮城	<u>野生のきのこ類</u> 、一部の山菜類（ <u>タケノコ</u> 、 <u>タラノキ</u> 、 <u>野生のワラビ</u> 、 <u>コシアブラ</u> 、 <u>ゼンマイ</u> ）
	群馬	<u>一部の水産物※</u> 、 <u>きのこ類</u> 、一部の山菜類（ <u>コシアブラ</u> 、 <u>タラノキ</u> ）
	山形、山梨、静岡	<u>野生のきのこ類</u> 、一部の山菜類（ <u>コシアブラ</u> ）
	茨城、長野、新潟	<u>野生のきのこ類</u> 、一部の山菜類（ <u>コシアブラ</u> ）
	岩手	<u>野生のきのこ類</u>
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目又は生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
産地証明	47都道府県	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。 又は放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
目付証明書	47都道府県	<u>平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料</u> <u>（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）</u>

※「一部の水産物」とは、ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ、甲殻類、軟体動物（ホタテ含む）、海藻及び活魚を除く水産物。

なお、福島県ではマイワシ、サンマ等、群馬県ではニジマス、コイ等が該当する。（2019年漁業・魚種別漁獲量統計（農林水産省）より）

【参考 2020年EU向け食品・農林水産物の輸出額】

488 億円（アルコール飲料、ソース混合調味料、緑茶他）

（出典：財務省貿易統計）